

第 6 2 号 議 案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、職員の給料月額を改定する等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 4 及び別表第 5 を次のように改める。

第2条 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第21条の4第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び付則第6項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定(第21条の4第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、任命権者は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、

必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間において、第 1 条の規定による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)

5 施行日以後の東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年 3 月台東区条例第 4 号) 付則第 5 項の規定は、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和元年 1 2 月台東区条例第 号) の施行の日の前日においてその者が受けていた東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年 3 月台東区条例第 4 号) 付則第 5 項の規定による

給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)」と読み替えて適用する。

(委 任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。